

# WEBダウンロード版

許可番号 第07422004313号

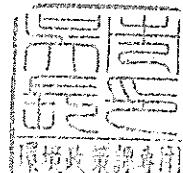
## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1

氏 名 J & T 環境 株式会社  
代表取締役 長谷場 洋之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

吳 市 長 新 原 芳 明



許 可 の 年 月 日 令 和 5 年 3 月 27 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令 和 10 年 3 月 26 日

### 1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（混練）

産業廃棄物の種類

燃え殻（判定基準に適合しないものを除く。）  
汚 泥（判定基準に適合しないものを除く。）  
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず  
鉱さい  
がれき類  
ばいじん（判定基準に適合しないものを除く。）  
(これらのうち、水銀含有ばいじん等を含み、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理  
・産業廃棄物であるものを除く。) 以下余白

### 2. 事業の用に供するすべての施設

#### (1) 混練施設

ア 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 令和5年2月21日設置  
処理能力 燃え殻、汚泥及び鉱さい 196.8t/16時間、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず及び  
がれき類 163.2t/16時間、ばいじん 187.2t/16時間  
イ 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 令和5年2月21日設置  
処理能力 燃え殻及びばいじん 243.2t/16時間

#### (2) 保管施設

ア 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 36.5m<sup>3</sup>, 燃え殻、汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器  
くず、鉱さい、がれき類及びばいじん 59.2m<sup>3</sup>  
イ 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 36.5m<sup>3</sup>, 燃え殻、汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器  
くず、鉱さい、がれき類及びばいじん 59.2m<sup>3</sup>  
ウ 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 36.5m<sup>3</sup>, 燃え殻、汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器  
くず、鉱さい、がれき類及びばいじん 59.2m<sup>3</sup>  
エ 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 36.0m<sup>3</sup>, 燃え殻、汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器  
くず、鉱さい、がれき類及びばいじん 48.7m<sup>3</sup>  
オ 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 140.3m<sup>3</sup>, 燃え殻、汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器  
くず、鉱さい、がれき類及びばいじん 294.0m<sup>3</sup>  
カ 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 38.5m<sup>3</sup>, 燃え殻及びばいじん 450.0m<sup>3</sup>, 容器保管  
キ 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 18.1m<sup>3</sup>, 燃え殻及びばいじん 225.0m<sup>3</sup>, 容器保管

### 3. 許可の条件

### 4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年3月27日 新規許可  
令和6年4月11日 変更届（代表者）

### 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

—有—・ 無